

「行為」をめぐる因果と規範

Causality and Normativity concerning Human Actions

一ノ瀬 正 樹*

ICHINOSE, Masaki

人間の行為とは何か、というのはもはや古典的と言ってよい哲学の問いである。この問いについて改めて振り返り、因果性と規範性の問題と絡める形で一つの考察を残しておきたい。さしあたり、1990年代の日本の論争文脈を形成した美濃正の議論を最初の手がかりにして、議論を興していく。

行為の広がり

美濃は、「行為とはどのような存在者か?」と題する論文において、自身が「行為とは単に身体を動かすことにすぎないか?」と題して発表した議論に対して野矢茂樹から受けた批判的コメントに答える形で、みずからの行為論の着想を語っている。美濃の整理に従うならば、まず、ここで係争点となっていたのは、いわば、行為の外延に対する問いである。すなわち、一つの行為というのは、果たして時間的空間的にどのような広がりを持っているのか、という問題意識である。三つの立場がさしあたり提起される。一つは、アンスコム・デイヴィドソン・柏端の説であり、二つ目は野矢の説であり、三つ目は美濃自身の説である。「窓を開ける」という意図的行為に沿って三つの立場が示される。柏端説によれば、「窓を開けるような私の身体の動き」という身体運動が「窓を開ける」という行為にほかならないとされる。それに対して野矢説によれば、「窓を開ける」という行為は身体運動に留まらず、実現を意図した出来事まで及ぶ、とされるとされる。つまり、「窓を開ける」行為は、身体運動に加えて「窓が開く」という意図された出来事も含む、というわけである。では、美濃自身の説では「窓を開ける」という行為はどのような広がりを持つと解されるのか。

美濃は、例を少し拡張して、「窓を開けたところ風が吹き込んできて机の上の書類が飛んだ」というシナリオを導入する。美濃は、「もし、このとき「私は窓を開けることによって書類を飛ばした」と言ってよいのなら、つまりこの文が記述する行為を私に帰属させて

* 人間科学部人間科学科 教授

よいのなら、その行為は書類が飛ぶという出来事をも含むような、窓を開ける行為よりもさらに広い時空領域を占める出来事に他ならない」(美濃 1999, p.25)と述べる。なかなか慎重な物言いである。つまりこういうことだろう。「窓を開ける行為」は、状況によっては、もっと時空的広がりを有する行為の一部として機能しうる、と。これに対して、美濃の理解する野矢説では、「窓を開ける行為」は意図した事象を越えて広がってはならず、単に、それが引き起こした結果を参照して「書類を飛ばした」とも再記述されうるにすぎないとされるだろう、とされる。野矢は、こうした解釈視点から、美濃説は、「窓を開ける行為」の外延(行為数と言ってもいいかもしれない)が無際限に広がることを許容するという、不自然な「行為」理解に至るのではないかと、美濃説を批判した。

しかし、美濃は、この批判に対して、自身の解する「行為」は「行為の成果」とされる因果系列を一構成要素として含みうるが、行為の生み出す結果を含むものではない、と応じた(美濃 1999, p.27)。やや分かりにくいところもあるが、私の理解を示しておこう。すなわち、ここで取り上げられている野矢説では、行為というのは単一の事象で、時空的広がりが限定されているとされる。それに対して、美濃説では、行為は、最初の身体運動から発する、より広い含意の行為にも成長しうる。そのように要約できるだろうか。三つの立場を少し整理して図示しておこう。

柏端説 → 行為とは身体運動

野矢説 → 行為とは身体運動+意図した出来事

美濃説 → 行為とは身体運動+意図した出来事+可能的因果系列のどれか

ただし、野矢説でも、行為の因果系列つまり行為の因果的帰結が言及され、それは行為それ自体としては認められないとしても、そのことによって行為に起因する因果的な説明が施されるわけだし、美濃説でも、一つの行為全体にとって「行為の成果」は一構成要素にすぎなく、しかも、そうした「行為の成果」は無限に広がるわけではない、とされている(もっとも、美濃は、では、どこまで広げられて、それ以上は広げられないか、についての基準は明確に示していないと認めている)。そういう意味で、傍目から見ると、両者に決定的な対立があるというよりも、「行為」という概念をどう使用するかという、言辞上のわずかなすれ違いにすぎないようにも思える。

行為概念の雛形

そもそも、行為概念が、その中核を意図的なものが占めているのは明白のように思えるとしても、意図的なものだけに限定されるかという点、ごくごく常識的に考えて、そんなことはないこともまた自明である。電車で年配の方に親切心から(感謝されることを見越して)席を譲ったときに、かえって、年配の方は年寄り扱いされたと感じて不愉快になってしまう、といった類いのことなどざらである。その場合、席を譲った行為は、意図に反

して、年配の方を不愉快にさせる行為として理解されるのは避けられないだろう。可能性としては、その年配の方は、席を譲った人に怒りを感じ、睨んでしまうことさえもあるだろう。それはまさしく、席を譲った人の行為が、行為者の意図に反して、怒りを呼ぶ行為として理解されていることにほかならない。事ほどさように、行為というのは、フレキシブルに適用される概念である。野矢説は、行為概念の中核に位置する意図的行為に焦点を当てていて、美濃説は、そうした中核のありようを踏まえつつも、意図性を越える場合のあることを見ようとしている。ここには対立というよりも、相互補完的な関係が見取られる。

おそらく、野矢説と美濃説のすれ違いのような、一見亀裂のようなものが発生してしまったのは、「窓を開ける」という行為を基準の例にしたことに起因しているように思う。私の日本語話者としての直観にて言わしていただければ、「窓を開ける」というのは、たしかに「行為」として捉えることはできるが、どちらかという、「石を拾う」とか「腕を掻く」といったものと同様な、「動作」といってもよいような、きわめてシンプルな、いやシンプルすぎるもので、行為の雛形としてはあまり適していないのではなかろうかと感じる。たぶん、たとえば、「人を褒める」といった行為を検討のたたき台の例として導入したならば、野矢説と美濃説の間の一見亀裂に見えるような事態は発生しなかったのではないかと思われる。「人を褒める行為」のような社会的文脈での人間関係の中で発生する行為が、きわめて複層的な意図や結果を含意しうるものであることはほぼ自明であり、意図的行為の外延はなかなか確定しがたいであろうし、だからといって、褒められた人のその後の行為にまで「人を褒める」行為として理解されるはずもなく、どこかで区切りがある。まして、褒めた人が、後になって褒めたことを撤回するような、阻却可能性も認められる以上、無限に外延が広がるなどと捉えるのは無理筋である。

そして実は、同時に、行為の核心を身体運動に求めるとされる柏端説も、また決して説得性がないとは言えない点もまた、見逃してはならない。「行為」とは、文字通り、主体が何かを「為す」ことであり、それは世界になにがしかの変化を生み出すことである。そして、世界の中に変化を生み出す、というとき、その典型あるいは核心となるのが現象的变化であろう。つまり、物理的变化である。その場合、いわば定義的に、行為は身体運動として押さえられることにならざるをえない。そして、身体運動といっても、なにも、「窓を開ける」のような、四肢を動かす運動に限定されない。うなずいたり、微笑んだり、ウィンクしたり、咳払いをしたり、あるいは口を動かしたり。そして、そのように身体運動を捉え返していくと、世界の中の変化、というのも物理的变化だけでなく、心理的变化までも包含するようになっていくだろう。誰かに微笑みかけることが、いわばミラーリング効果として、微笑みかけられた人に心理的变化をもたらすことは、よく知られている。このようなことを確認することで、身体運動に行為概念の核心を定位する柏端説の不屈の説得性を確認することもできる。

そして同時に、「行為」に関する身体運動の意義を確認することによって、行為概念に

因果性が本質的に食い込んでいることが了解されてくる。何かを「為す」ことは、世界の中に何かの変化を因果的に引き起こすことにほかならない。何も因果的に引き起こさなければ、それは「行為」とは言えない。むしろ、行為概念に対して因果性が食い込むありようは、「必要条件」としての関与であって、行為概念成立の「十分条件」としてのそれではない。因果関係が立ち上がっているならば、いつでも「行為」になるわけではない。自然現象間の因果関係もあるからである。というか、厳密に言うならば、因果性は森羅万象に浸潤していると言うべきだろう。自然現象であれ人為的現象であれ、因果関係の項にならない現象はありえないと思われるからである。なお、ここで言う因果とか原因というのは、行為に内在する行為のメカニズムをなす因果関係というよりも、行為が原因となって成立する因果関係のことである点、注記しておきたい*¹。

ちなみに、では、私たちの認識や気分や情緒は行為なのだろうか。気分や情緒については、それが表情に現れるならば、身体運動の一つとしてカウントされうるので、行為の一種として見なされるかもしれない。けれども、認識はどうなのか。窓の外に面白い形の雲を見出すとき、私は「行為」しているのだろうか。ここは難しい。けれども、認識や知覚によって私の何かが変わるというのは、変化の度合いの多寡を別にすれば、たぶん確かであろう。しかし、そこに身体運動が関わっていると言えるかどうか。これもまたとても難しい。しかし、認識や知覚のあり方に対して倫理的評価を帰する、たとえばきちんとした確認を怠ることを咎めたり、はっきりしないのに断定したりすることに対して批判したりといった、いわゆる「信念の倫理」のようなデカルトやロックに由来する文脈を考慮するならば、単なる認識も「行為」と言えるかもしれない。すべての「行為」が倫理的評価の対象になるかどうかは別としても、倫理的評価の対象になるならば「行為」である、というのはかなり説得性のある、そしてたぶん常識的な、見方であると思われるからである。この点については、行為だけでなく性格や人格性もまた倫理（徳倫理的）的評価の対象になりうるという反応があるかもしれないが、ここでは、性格や人格性も行為や振る舞いや表情として顕現するものなので、「行為」のなかに包摂して捉えておきたい*²。

言語行為とのアナロジー

いずれにせよ、以上のように美濃説をめぐる議論を手がかりとして検討を加えつつ、行為概念に対する多少の見取り図が浮かび上がってきたように思われる。とりわけ、「為す」ことの身体性そして因果性の確認において、口を動かすこともまた「行為」として分類されうることが、私にとっては一つの連想を呼び起こす。すなわち、私は美濃の解する、柏端説、野矢説、美濃説の三つの立場が、J. L. オースティンによって展開された、あの有名な「言語行為論」の三つの様相にアナロジカルに対応しているように思われるのである。つまり、柏端説のように身体運動に行為概念の核を求める立場は「発話行為」(locutionary act) に、野矢説のように意図的行為に焦点を当てる立場は「発話内行為」(illocutionary act) に、そして美濃説のように行為の成果まで成長する余地を認める立場は「発話媒介

行為」(perlocutionary act) に、それぞれ対応的に位置づけることができると思われるのである。実際、こうした言語行為もまた、字義通り、「行為」の一種なのであり、言語行為のありようが行為一般の特性にながしか関わっていると、さほどの抵抗感を感じられないのではなかろうか。

そして、このようなアナロジーを確認することによって、私には一つの疑問が浮かんでくる。果たして「行為」とは「出来事」なのだろうか。美濃の論文タイトルは「行為とはどのような存在者か?」というものであった。こうしたタイトルは、行為がなんらかの存在者であることが前提されていると読める。実際、美濃もまた、行為が何らかの存在者であることは明確に承認している。そして、そういう文脈の下で、「行為」は「出来事」として押さえられ、どのような出来事なのだろうか、と論が進められている。

では、「出来事」(event) とはどのような存在者なのだろうか。おそらく、確定した定義はない。しかし、おおまかに、この世界の中に客観的に発生した現象を切り分けた何か、というように捉えて差し支えないだろう。実際、「出来事」は、たとえば、デイヴィドソンの因果論のキーワードとして登場することからも分かるように (See Davidson 1980)、因果関係の項という仕方で登場することを典型とするような概念であり、そして、因果関係の項である以上、「出来事」とはこの世界の中に客観的に発生した現象である、と捉えるのは理に適った理解であると思われる。この場合、「客観的に発生した」ということの中には、物理的に発生したことだけでなく、心的に発生したものも含めてよい。そして、すでに確認したように、「行為」は因果関係を必然的に構成するものであった。そうであるなら、「行為」を「出来事」と押さえて論を進めるのは、理に適ったことであるように思われる。

けれども、たとえば「富士山が噴火した」という自然現象として発生した出来事と、「私は子どもを褒めた」という「行為」として発生した出来事との間には、無視できない相違があるのではないかと、という疑念を私はどうしても打ち消すことができない。なるほどたしかに、先に名を挙げたデイヴィドソンなどは、「出来事」を同定することのポイントの一つを「記述」や「指示」という言語的機能に求めている、そのことは、「富士山が噴火した」という出来事にも「私は子どもを褒めた」という出来事にも等しく妥当するだろう。「噴火する」というのは、母体となる純粋な自然現象があるとしても、明らかに言語を抜きにしては不可能な記述であって、「噴火した」という、言語表現から独立の純粋に客観的な自然現象というのはいない。逆に言えば、「私は子どもを褒めた」という出来事も、言語抜きには不可能な出来事だとしても、何か発話したという、この世界に物理的に発生した母体となる自然現象を伴っている。

噴火のような自然現象も、人を褒めるような(言語)行為現象も、どちらも出来事であるとしても、何かそこに区別があるという考え方は、たとえば、オースティンの後に言語行為論を展開したジョン・サールの有名な二つの事実概念に引きつけて理解できるかもしれない。サールは『言語行為論』において、「生(なま)の事実」(brute fact) と「制度

的事実」(institutional fact) とを分けて、事実という概念について一つの見取り図を与えた (Searle 1969, pp.50-53)。生(なま)の事実とは、いわば自然現象としての事実で、「この石はあの石のとなりにある」といった事実を指す。それに対して、「制度的事実」とは、人間社会の何らかの制度を背景にして初めて成り立つ事実であって、「AさんとBさんは結婚している」といった事実を指す。「Cさんはオリンピックの陸上短距離競技で金メダルを取った」といった事実も、制度的事実の一例だろう。実際、オリンピック短距離競技で金メダルを取ったという事実は、生の事実としては、ある人がある時間にある空間を通過した、ということでは、金メダル獲得という事実は、スポーツ競技のルールやオリンピックという大会の主催者の権限など、制度的な後ろ盾があって初めて立ち上がってくる。

そしてもちろん、「富士山が噴火した」という出来事は明らかに生(なま)の事実に対応しており、「私は子どもを褒めた」という出来事はやんわりと制度的事実に対応していると解することができるだろう。では、「私は子どもを褒めた」がなぜ制度媒介的と考えられるのか。それは、人間関係の中で、あるいは親子関係の中で、こういう状況のときには円滑な友好性を維持するために、あるいは教育的な意味で子どもに向上心や自己肯定感を持つよう促すために、褒めた方がよい、褒めるべきだ、という考慮がなんとなしに働いていると思われるからである。そうした考慮は、ほんやりとした形ながらも、私たちの社会を形成している慣習的制度(コンヴェンション?)と結びついていると考えられる。そして、こうしたありようが示唆するのは、「私は子どもを褒めた」という出来事としての行為は、言語行為論での三つの位相をすべて備えているという点である。褒めるときには何かの言葉を用いる以上「発語行為」となっているし、「よくできたね」といった言葉は「褒める」ことのまさしく発語内行為であると言うべきだし、それによって自己肯定感を促している以上は「発語媒介行為」でもあると考えられるからである。

問いからの生成

けれども、少し厳密に考えてみよう。生(なま)の事実とされた「富士山が噴火した」という出来事は、制度的事実と見なしうる「私は子どもを褒めた」という出来事とは違って、制度的な背景を一切もたないのだろうか。たしかに、富士山噴火という出来事は、いかなる社会的制度をも背景にしない自然現象である。けれども、「『富士山が噴火した』という出来事」というように、私たちがそれを出来事として同定あるいは個体化したとき、「噴火した」という言語的記述を使わなければならないことは、先に注記した。しかるに、言語を用いるということは、ある種の制度を負荷された事態なのではないだろうか。噴火しているのを目撃したとき、「富士山が溶解した」と記述してはいけないのであって、やっぱり「噴火した」と記述するべきなのであろう。だとすると、そういう意味では、ここにも制度が介在しており、その限りにおいては、「富士山が噴火した」も制度的事実、つまりは制度的出来事の一つと言ってもよいように感じられてくる。

しかし、そうは言っても、「富士山が噴火した」は「私は子どもを褒めた」という出来事とはやはり異なるのではないか、という疑念は完全には払拭されない。私はこういう問題について別著にて論じた（一ノ瀬 2018, pp.333-335）。そのときのアイデアを現在の例に簡潔に適用してみよう。「富士山が噴火した」という出来事は、事実として富士山が噴火したと想定する限り、「富士山が溶解した」などと後から記述したとしたら、その記述は訂正されねばならない。つまり、事実としての出来事が基準となって、記述が判定される。それに対して、「私は子どもを褒めた」という出来事の場合、その行為が教育的な責務（たとえば、人道に適ったことをしたら褒めてあげるべき、といった責務）を背景に持つとするならば、たとえば悪口を言われて暴力的な仕返しをした子どもを褒めたとしたら、褒めたことの撤回が求められる。つまり、教育的な責務（を述べる記述）が基準となって、行為としての出来事・事実が判定される。これはアンスコムやサールが展開した「適合方向」（direction of fit）の議論を援用した整理である（一ノ瀬 2018, pp.333-335. See Anscombe 1963, p.56 and Searle 1985, p.5）。

とはいえしかし、この二つの方向性（出来事から記述、記述から出来事）は、完全にすっぱりと区切られているわけではなく、入り交じっている。「富士山が噴火した」もまた、すでに触れたように、少なくとも言語使用に関する責務的なものを背景に背負っているし、「私は子どもを褒めた」にも、発話したという発語行為としての、いわば自然現象的な側面が含まれている。こうした点に沿って私は、自然現象的なありようを「記述性」、責務的・制度負荷的なありようを「規範性」と呼んだ上で、それぞれのありようがどの程度混じっているかという程度説的な考え方を、それぞれ記述性度、規範性度、と捉えて展開した。そして、記述性度と規範性度を乗じたものを数学的な「領域」の考え方によって提示してみた。以上の点は、ぜひ一ノ瀬（2018）, pp.333-342 を参照していただきたい。

もう一つ、拙著のアイデアを現在の文脈に適応しておきたい。私は、因果関係について、総じて言語行為という視点から眺めることを論じた。そして、「因果的であるとは問われることである」という「クアエリ原理」を提起した*³。すなわち、これが原因となってあれが結果した、という因果関係というのは、何かの逸脱が発生して、「どうしてそんな風になったの」という問いを媒介して初めて現れる、という形で因果関係を理解しようとしたのである。ここでのポイントは「逸脱」（deviation, abnormality）という点にある。逸脱という以上、逸脱していない「平常」（normal）が暗に想定されていることになる。それは、いわば規則に適った状態のことである。こうした点からも、まずは因果関係において、記述性と規範性が混じり合っていることが浮かび上がってくる。「どうして」という問いが立ち上がる以上、それに先立つ事実としての現象が発生している。そして、それに対して、言語的、理論的、法的など様々な規範やルールを背景にして、因果関係が語られる。つまり、因果関係の基盤の所になんらかの規範性が間違いなく横たわっている。この点は一ノ瀬（2018）, pp.265-269 を参照していただきたい。

しかるに、もともと「行為」は因果性をいわば本質的に含むのであった。だとするなら

ば、記述性と規範性の混合というありようが「行為」に包含されていることは、むしろ理の当然と言わなければならない。実際、私の考え方を拡張するならば、「行為」というのは、なんの脈絡もなしに突然現れてくるものではない。「何をしたのか」という問いとともに、「行為」が立ち現れてくると、そう考えるべきなのではないか。実際、私がほぼ無自覚的に手で口を触るとき、「行為」という概念による理解は介入していない。何をしたのか、という（内語も含めた）言語的な問いかけなしには、「行為」は立ち上がらない。そして、そうであるなら、「行為」が、言語行為のありようを実は本質的に引き受けていること、記述性と規範性が入り交じった仕方で立ちあらわれていること、こうしたことも合点がいくはずである。

行為の帰属

私が述べたいのは、要するに、「行為」を論じるときには、「窓を開ける」のような動作的なありように傾斜した例よりもむしろ、「私は子どもを褒めた」というような対人関係的なものを雛形とした方がより適切だということ、そしてそうした「行為」には記述性と規範性が入り交じっていること、こうしたことなのである。むろん、「窓を開ける」もまた、教師が「ちょっと教室の空気がこもってるね」と言ったときに、窓際に座る学生が気を利かして窓を開ける場合のように、実は対人関係の中で発生する行為であることも多々あるだろうし、そういう場合には多様な社会的習慣やルールを背景に負荷された出来事であると言えるだろう。しかし、やはり「私は子どもを褒めた」といった例の方が、一層シンプルにそうした行為の本質を例解できるのではないかと私は感じている。いずれにせよ、だとしたなら、美濃論文では必ずしも焦点が当てられていなかったように思われる論点、すなわち、「行為」に内在する規範性について、より深く考察していくことが、美濃行為論を引き受けて、それを展開することにつながるのではないかと考える。

もっとも、実は、美濃の議論を注意深く見ていくと、以上に述べた議論を示唆している論点が提起されていることに気づく。美濃は、野矢の批判を検討するため自身の行為論を振り返るうちに、もともと「存在者としての行為に関する問い」をメインの主題として論じていたのだが、徐々に「行為帰属に関する問い」という、もう一つ別の問いを一層明確に主題化することになっていく。「行為帰属に関する問い」、これこそ行為の規範性が表面に出てくる問題領域にほかならない。美濃は、「[行為者の身体運動に端を発する出来事の因果系列]のうちから行為であるものを選び出す「原理」とは、先ほどの言い方で言えば、まさに行為の成立ないし帰属の条件（行為言明の真理条件、と言ってもよからう）を示す原理にほかならないであろう。だから、もちろんそれは「行為帰属に関する問い」への答えを成すものなのである」と述べる（美濃 1999, pp.35-36, および美濃 1997, p.77 も参照）。私の方で補足をすれば、ここで言われている「行為言明の真理条件」とは、身体運動とか発声という次元では「生（なま）の事実」に対応した、タルスキーの真理概念の定式化に見合う「真理条件」と言ってよいだろうが、たとえば、「高橋尚子さんはシドニーオリンピッ

クの女子マラソンで金メダルを獲得した」といった行為・事実に関して問題にするときには、「制度的事実」を問題にするという限りでの真理条件であると捉えなければならない。「彼は衆議院選挙に立候補した」といった行為も、明白に制度的事実としての出来事であり、それが真理であると言える場合でも、その真理性を、タルスキーの定式化をダイレクトに当てはめることによって捉えるのは慎重でなければならない。

私の考えでは、「存在者としての行為」と「行為帰属」とは、一つの事態の裏表であって、二つの問いを峻別することはできないのではないかと感じる。いや、あるいはむしろ、ノーマティブな行為帰属によってはじめて、当該行為のオントロジカルな内容が定まってくる、と解することの方が的を射ているのではなかろうかと、そのように思える。すでに述べたように、私は、因果関係に関する「クアエリ原理」の一派生形として、「何をしたのか」という問いとともに「行為」の意味が立ち上がってくると、すなわち、「何をしたのか」という問いに発する対人的な言語行為の中において「行為」が姿を現してくると捉える。このことは、露骨にずばり言ってしまえば、「責任」や「功績」を因果的に帰する相互的言語行為（言語ゲーム？）を雛形とする図式のなかで「行為」が誕生してくる、と述べることができようか。

このような捉え方に似た考え方は、実はかつて存在した。『法の概念』の著者である H. L. A. ハートが、1949年に発表した論文の中で、「行為」、厳密には「行為命題」は、事実の記述（description）をおもな機能としているのではなく、法や道徳という文脈に沿って責任の帰属（ascription）をする機能を担うものである、と論じたのである。ハートは、「私はそれをした」という文が責任を帰属する働きをしていると見なされなければならないのは、「これは彼のものである」という文が所有物への権利を帰属する働きをするのとまったく同じである、と述べる。この点に気づけなかったことが、哲学的な行為論の混乱をもたらしていたというのである。「記述」ではなく「帰属」という、鮮やかなコントラストが、「行為」に対して適用されたわけである（See Hart 1949）。けれども、（私の師である）黒田亘がこのハートの議論に触れて、一刀両断に切り捨てている。そして実際、ハート自身も、こうした見解をその後展開することはなかった。黒田の批判の論点はシンプルである。すべての「行為」が法的・道徳的な帰責の対象になるなどということはまったくなく、そうした責任性とは無関係に「行為」を記述するのはごく普通に行われていることだ、というのである。たしかに、たとえば「彼女はいつも通り8時発の通勤電車に乗った」といった行為は、特段の背景事情がない限り、法的・道徳的な帰責の対象にはならないだろう。黒田が言うには、むしろ、行為の記述が前提された上で、その上で、必要が生じたときに法的・道徳的な帰責が行われるのである（黒田 1975, pp.275-276）。たしかに、先のようなハートの議論は勇み足めいたものであったように思われる。

責任帰属のポテンシャルティ

ただし、私が先に述べた「行為帰属」とか「責任」や「功績」というのは、厳密な意味

での法的・道徳的な文脈に直接対応しているものではない。人が関わる状況の中で、何らかの意味でノーマルな現象とは異なる事態が発生したときに、「何をしたのか」という問いを、基本的には、発生源であると想定される人に投げかけ、そこでいわば間主観的に立ち上がってくる、当該事態の源泉の言語的内実のありよう、それが「行為」であるという、そういう理解を意味している。ノーマルな状況とは異なるというのは、たとえば、突然誰かが大声を出したり、子どもが食卓で水をこぼしたり、誰かがテニスでものすごい鋭角のパッシングショットを決めたりといった、そうした卑近なことも包含している。知り合いに気づいたから大声で呼んだ、テレビを見ながらコップを取ろうとしてこぼした、たまたまラケットの角度を思い切って傾けたらうまくコート内に入った、といった応答の形で当該の「行為」の意味が輪郭をなしてくる。あるいは、そうした「行為」が存在者として立ち現れてくる。

これはもちろん、法的・道徳的な帰責などつねに関わるものではない。何らかの意味でノーマルを逸脱した状況のなかで、その発生源と想定される「誰か」を軸にして、アブノーマルな状況の原因の内実を見定めていこうというプロセスそのものが「行為」なのではないか、というのが私の理解なのである。私が「行為の帰属」「責任」「功績」などと述べたのは、人的現象に関し、言ってみれば、こうした因果関係理解を突き詰めて、行為の源とその内実を輪郭づけていこうとする言語行為の様相を見取りたかったからなのである。そして実は、黒田も、「ある行為の主体が誰であるか、すなわちその行為がもたらした結果について因果的に責を負うべきものが誰であるかを確定することが、法的・道徳的な帰責の営みの前提であって、その逆ではない」（黒田 1975, p.275）と述べ、「行為」の理解が、たとえ「帰責」に直ちに至らなくとも、少なくとも原因帰属を骨子としていることを示唆しており、それは私が「行為帰属」や「責任」や「功績」という語句で述べようとしたこととほぼ同じである。

ただ、私は、恩師の黒田を非常に尊敬しており、黒田の議論にもの申すのは気が引けるのだが、実は、ハートのもととの議論は、黒田が言うほど一刀両断に切り捨てられるものではないのではないかと考えている。つまり、少なくとも、潜在的には、いかなる行為も法的・道徳的な責任帰属の文脈に入り込むあり方を本質的に抱懐していると思うのである。先に、「彼女はいつも通り8時発の通勤電車に乗った」という行為文を、法的・道徳的帰責の対象にはならない例として挙げたが、「特段の背景事情がない限り」という但し書きを付けておいた。それは、こうした何気ない日常的行為もまた、何かの状況の中では法的・道徳的帰責の対象になりうると思われるからである。たとえば、この女性に1歳の幼い子どもがおり、大抵は出勤前に保育所に預けていくのだが、その日は何かの事情で保育所が休みで、子どもを預ける場所がなかったので、家に一人っきりで放置したまま出勤してしまっただけで、つまり、いつも通り8時発の通勤電車に乗ってしまった、という状況を想定してみよう。その後、彼女の子どもが何かを誤飲したりして、何か不都合が発生してしまった場合、彼女には育児放棄の法的責任が帰せられるだろう。

私は、こうした日常的に何気ない行為もまた、法的・道徳的責任帰属を受けるポテンシャルを有しているのではないかと考える。そして、そういうポテンシャルを持っているということが、私たち人間の「行為」の本質なのではないかと述べたい。そしてこの点は、彼女の行為に「責任」を帰属することがありうるということであるが、それは同時に彼女の行為に彼女の子どもが被った不都合の「原因」を帰しうるということでもある。このことは、「原因」概念と「責任」概念がもともとは同義であったことから裏付けられるし、そして現在の日本語の「何々のせい」にもその同犠牲は生きていることに鑑みれば、決して奇妙な議論の運びではない。上の例の場合、彼女の子どもが被った不都合は「彼女のせい」なのである。このような意味で、ハートの議論は、「潜在性」を加味した一定の解釈を補足することで、再評価されるに値すると思う。

過失行為の帰属

こうした検討をすることで、「行為」あるいは「行為文」についての一つの重要な論点が改めて確認され、浮かび上がってくる。それは、哲学において「行為」が問題にされる時、野矢-美濃論争でもそうだったが、えてして「意図的行為」(intentional action)が主題の位置に収まることが多いが、それは必ずしも適切な問題の立て方ではない、という点である。行為についての事前的意図は、たしかに、行為が何であるかを認定するときの一つの重要な手がかりになるが、行為の本質であるとはまでは言えない。実際、ハートのような責任帰属を、たとえ潜在的な意味だとしても、行為概念の核心に据えようとする私の議論の方向性からすると、行為に関する意図を行為概念の核心に位置づけてしまうことは、かえって不条理な帰結に至ってしまうことさえ危惧される。先の、育児放棄に問われた女性の例をもう一度考えてみよう。彼女自身としては、育児放棄する意図はなかったということは十分ありうる。「育児放棄する意図などあるはずありません。私の子を広めの安全なサークルに入れて、自分で問題なく口にできる食べ物や飲み物も用意しておいたし、それに出勤したと言っても午前中で早退するつもりでした。本当は仕事を休んで一緒にいればよかったとは思いますが、どうしても私が担当する業務は私抜きではできなかったので、万全の体勢を整えて出勤したのです」。こんな風に述べるかもしれない。似たようなケースは、現実に十分にありうる。

つまり、何か害を結果としてもたらした行為に関して、意図していなかった、という弁明はしばしば発せられるが、意図的行為を行為の核心に置いてしまうと、これらはすべて免責という不条理になってしまいうる。これが私の抱く危惧である。このことは、言い換えると、法的責任を問題にするときの一つのキーワードとなっている「過失」(negligence)行為に関して、意図的行為に基づく行為論は適切に機能しない可能性がある、そのように表現できるだろう。実際、自分の行為が自分の意図を離れて予想外の影響をもたらしてしまうことなどいくらでもあるし、むしろ、そうした場面の方が、人と人との間の行為にとって常態であるような印象さえ私は抱いている。行為理解を言語行為の営みの中に包摂

して捉えようとする私の観点から言えば、「行為」についての「発話媒介行為」が働く場面はかなり重く、むしろそこに焦点を当てていこうという論立ての方が実り多いかもしれないと感じる。

行為者の意図を離れた仕方で行為理解が立ち上がる例は、枚挙にいとまがないほど挙げられる。それは、とりわけ歴史を語る文脈での行為記述に典型的に現れるように思われる。たまたま私の手元に日本中世史を扱った石原比伊呂の『北朝の天皇』という書物があるので、そこから例の一つ取り出してみる。「常磐井満仁の事例を紹介したい。満仁は亀山の曾孫であるが、後小松即位の翌年にあたる永徳三年（1383年）の踏歌節会において、義満は満仁に節会への出仕を強要した。そのような場に慣れない満仁は、廟堂（朝廷）の再重鎮であった二条良基に作法の手助けを要請したのであるが、その要請は義満の意向により拒否される。穿った見方をすれば、皇位にふさわしくない人物として人目に晒させようとしたのかもしれない」（石原 2020, p.90）。足利義満は、何らかの意図を持って、満仁親王の二条良基への要請を却下した。その却下行為が、満仁親王が皇位にふさわしくないということを暗に示そうとした行為として外的に理解されうる、という事例である。義満の意図は定かではないが、行為理解が行為者当人の意図を離れたところで、あるいはそれを外的に推測するところで、立ち上がっている例になるだろう。歴史の中での行為叙述にはしばしばこうした外部からの理解が関与してくる。

そして、行為の結果が有害なものであった場合、たとえ行為者自身が意図していなかったとしても、その行為は有害な行為として理解されうる。別の例を挙げてみよう。大型トラックの運転手が左折するときに、左側の巻き込み確認を十分に行わず左折して、トラックの左側を走行していた自転車を巻き込み、自転車を運転していた人に大けがを負わせてしまった、しかしトラックの運転手自身はそれにまったく気づかず運転し続けてしまった、けれども事態の通報を受けたパトカーが追いかけてきて、逮捕された。こういう状況の場合、トラック運転手の加害行為は意図的行為ではまったくない。にもかかわらず、因果的なつながりのゆえに、巻き込み事故という行為を犯したとして理解され、刑事責任が帰せられるのである。この場合、トラックの運転手は注意を怠ったという意味での「過失」責任が帰せられる。

事ほどさように、ある人がどういう行為をしたかというのは、その人の自覚的な意図によって同定される場合も当然あるけれども、それだけでは行為理解の実相としては不十分であり、行為者の外部の視点から、行為者の意図を離れて、行為が個体化され、責任が帰属され、そういう形で行為のオントロジカルな位相も現出してくるというケースも多々認められるのである。むろん、事態はさほど単純ではない。行為者自身が十分に注意していないことを自覚している場合もありえる。いわゆる「認識ある過失」とよばれるようなケースである。しかしいずれにせよ、意図的行為を行為理解の核におくことの不十分性については、ここで明確に確認できる。

因果と規範

私の感触では、しかし、注意を怠るという意味での「過失」というのは、私たちの日常生活において何らかの意味において四六時中発生しているのであり、陰に陽に私たちの行為理解に関与してくると感じており、その限り、意図的行為以上に行為理解にとって本質的なのではないかと考えている。意図的行為の例として、先に挙げた「私は子どもを褒めた」という行為に沿って再び考えてみよう。この行為において、私は「子どもを褒める」という意図を持って子どもを褒めたわけだが、そのことがどのような発話媒介行為となるかについて、万全の注意を払い尽くしていたかということ、到底そうは思えない。たとえば、近くに別の子ども（褒められた子どもの兄弟とか友達とか）がいた場合、特定の子どもを褒めることが、他の子どもにどんな影響をもたらすかについて十分に注意を払っていないこともありうるだろう。そのような状況では、私が意図的に特定の子どもを褒める行為は、私の意図を離れて、他の子どもに嫉妬心を起こさせたり、疎外感を持たせたりする行為として解され、そういう行為として立ち上がっていてもいる。あるいは、私が特定の子どもを褒めるときの無意識的な口調やイントネーションが、当の子どもにとって上から目線の尊大なものに聞こえて、当の子どもが不愉快な気分を感じることもあるやもしれない。こうした場合も、私の褒める行為は、私の意図を離れて、当の子どもを不愉快にさせる発話媒介行為として理解されることになるだろう。

つまり、このような場合、私は、ある側面について注意を払うことを怠っていたのである。すなわち、「過失」をしでかしていたのである。お分かりかと思うが、こうした意味での「過失」はありとあらゆる意図的行為にほぼ無数に付随している。意図的行為は、むしろ非意図的な過失行為によってこそ背景を枠づけられ、構成されていると言ってもよいくらいではなかろうか。もちろん、「子どもを褒める」という意図的行為自体も、「人を評価する言葉を述べる」など、多様な記述が可能だが、多様性ということでは、怠って、遂行していない過失行為の方がはるかに広大なのではなかろうか。

では、多様な意図的行為、さらにはほぼ無限に多様な過失行為、のなかで、なにゆえ「子どもを褒める」という記述の下での意図的行為だけが特別にハイライトされ、特権性を付与されるのだろうか。そのような抜き出しの基準は何なのだろうか。難しい問いだが、私は、当の文脈に組み込まれたある種の「規範」、それが基準として機能していると答えたい。子どもが称賛に値する行為をした場合、大人はストレートに褒めることが推奨されているのであって、当の子ども以外の子どもの嫉妬心をもたらさないように、といった考慮を払うことはトップ・プライオリティではないので、そこへの配慮の欠如はとくに注目されないという、そういう構造になっているのではないか。だから、他の子どもの嫉妬心を起こしたことの責任帰属などはなされないのである。けれども、事実として、何かについての考慮を払っていないという過失行為が発生していないわけではない。過失は、ほぼ常時、発生している。嫉妬を抱いたほかの子どもが異常行動を起こすに至った場合、私の子どもを褒める行為の、他の子どもへの配慮を怠ったという過失様態に焦点が当てられて、私の

行為はネガティブな評価を与えられ、責任が帰属されるということが絶対ないとは言えない。あなたの行為は配慮が足りない、子どもを傷つける行為なのだ、と。そういうポテンシャルがあるということが、私の理解では、「行為」というものの本性なのであった。

実際、文脈において組み込まれている規範に（潜在的にではなく）顕在的かつ明確に抵触する欠如や過失の場合、他の欠如や過失ではなく、まさしくその欠如や過失がハイライトされて、行為の個体化がなされる。左折時の巻き込み確認を怠ったトラックの運転手の例を思い起こそう。その運転手は、おそらく、左折時に頭上を十分には注意していなかったし、交通法規の条文を思い出そうと努めてもいなかっただろう。けれども、トラックの運転手が左折するときには、頭上を注意すべきとか、交通法規の条文を想起すべきといった、規範的要請は通常想定されていない。それに対して、巻き込み確認は強く要請されている。よって、その要請を怠ったという過失行為が特別にピックアップされて、責任帰属がなされる。

こうした過失に関する責任帰属は、何かを怠ったという、つまり、何かをしていないという「不在性」(absence)を原因とする「不在因果」(causation by absence)の一類型であると考えられる。実際、何かをしなかったことによって、別の何かが発生した、というのが過失概念の意義である以上、そして、すでに述べたように、責任概念と原因概念とはもともと同義であったことに鑑みても、ここに不在因果の問題を見取することは的を射ていると思われる。このことを、「行為」という主題に即して、別の言い方をすれば、「不作為」(omission)の概念をここで導入することが理に適っていると言えるだろう。すなわち、私たちの行為は、意図的行為も含めて、「不作為」によってむしろ輪郭づけられており、そうした構造のもとで、一つの人的現象の意図的様態や不作為的様態のなかから、その文脈において優勢な規範のもとで、因果的帰属すなわち行為帰属が行われて、理解が達成され、ある種の存在者として立ち現れてくるのである。そして、輪郭付けの主要契機となる不作為的様態のありようは、とりわけ過失責任としてそれがハイライトされる場合には、「不在因果」として分析されるはずである。一点注記すれば、「過失」は「不作為」の一類型として「不作為」に包含されるが、先に触れた「認識ある過失」つまりは「認識ある不作為」あるいは「意図的不作為」をどう位置付けるかについては、いろいろな捉え方がありうるだろう。ここでは、認識のない「不作為」に焦点を合わせて論じている。

不在因果と行為

もっとも、このように行為理解の基軸が、不作為を構成する不在因果にあることをハイライトしたとしても、実のところ、そもそも不在因果をどのように理解するかにはおびただしい問題性が宿っている。ただし、私自身は、不在因果をどのように理解していくかについての大枠の議論はすでに発表してある。不在因果の議論において典型的に出される例は、ハート & オノレの議論に基づいて、ヘレン・ビービーが提起した「フローラの事例」であろう。フローラは親切にも毎日お隣の家の蘭に水をあげている。あるとき、フローラ

が数日間旅に出かけた。すると、お隣の蘭が枯れてしまった。では、お隣の蘭が枯れてしまった原因は何か（Beebee 2004, p.295）。これが「フローラの事例」である。そしてビービーは、因果の反事実的条件分析を念頭に置きながら、蘭の枯死の原因を何かの不在だと考えても、何の不在が原因かは一つに定まらない、という論点を示唆した（Beebee 2004, p.294）。

すなわち、もしフローラが水をあげていれば蘭は枯死しなかったと言えるけれど、フローラではない別の人が水をあげていれば蘭は枯死しなかったとも言えるわけで、誰の水あげ行為の不在、すなわち不作為が蘭の枯死の原因かは確定されえない、というわけである。のちにメンジーズが、このような「不在因果」の問題性を「野放図因果」（profligate causation）と名付けて、論争をさらに広げていった（Menzies 2004, pp.142-145）。そうした論争の帰趨については、ここでは論じない。いずれにせよ、「行為」を理解するとき、その基盤となる、人の身体運動を原点とする人的現象に絡みつく、多様な意図的様態と、さらに一層多様な過失的様態とのどれかに、言語行為的なプロセスの中で、焦点が当てられ浮かび上がってくることで、行為のさしあたりの個体化がなされるのであり（それが通時的に変容することは射程に入れておくべきだが）、その際とりわけ過失的様態の遍在性を適切に取り扱うことが本質的であり、それを遂行するには、「野放図因果」への対処法を示しておかねばならないということが、以上より導かれる。

非常に困難な課題だが、大枠の道筋それ自体はさほど難しくはない。それは、先にも触れたように、何らかの意味での「規範」が基準として作用する、ということである。「フローラ事例」に関して言えば、実はフローラにはお隣の蘭に水をあげる義務はない。「水をあげるべきだ」という規範はフローラには妥当していない。では、そうした義務は誰に妥当するか。素直に考えて、お隣の住人自身にその義務が課せられると言えるだろう。けれども、その規範的義務の強制力はさほど大きいとは言えない。仮に一つの家の蘭の花が枯れても、何か道徳的な問題につながる潜在性は強くないと思われるからである。なので、蘭の枯死の原因は何か、という問いに対しては、フローラの不作為はほとんど回答としての適切性がなく、隣人自身の不作為の方が適切な答えになる度合いは高いが、その度合いも一般的には必ずしも高くはない。なので、場合によっては、蘭の枯死の原因は、天候とか、当の蘭の花の耐性の脆弱さ、に求められることもありうるだろう。では、そうした度合いの高低はどう測定するのか。私は、これについて、そうした不作為に対する非難の過酷性の度合いと、非難される確率とを乗じた「規範性度」という期待値で測ることを提案している（一ノ瀬 2018, pp.337-339）。

以上、「行為」は、突き詰めていけば、言語行為という審級のもと、とりわけ発語媒介行為という次元に沿って、「不在因果」の関係を規範性度込みで判断することで、輪郭づけられ、立ち上がってくるという捉え方が確認された。こうした捉え方は、過失や不作為が明確に焦点となっている場合には妥当することは明確であろうが、それだけでなく、意図的行為に関しても妥当する。なぜなら、そのような捉え方は、意図的行為の背景をなす

事情として本質的だからであり、しかも意図的行為も一義的に確定するわけではなく、字義通りの責任が帰属されるポテンシャルティを胚胎したものである限り、そうしたポテンシャルティが通時的に顕在化して、別様の、過失や不作為の様態として改めて個体化されることもあるのであり、それゆえ「不在因果」の問題性と連結しているという理解と無縁ではありえないからである。

-
- * 1 行為に関する因果関係ということでは、とくに哲学の行為論の文脈では、意図や欲求や信念が「原因」となって、行為が「結果」する、という形で問題とされることがほとんどである。いわゆる「行為の因果説」という場合は、そういう意味での因果関係を含意していると思われる。けれども、私がここで言っている行為に関わる因果性というのは、行為が「原因」となって、何かの変化が「結果」する、という意味での因果関係であり、一般に言われる「行為の因果説」での因果関係とは異なっている点、注意してほしい。行為者に内在的な意図や欲求や信念の原因性をことさら主題化しないのは、一つには、後で論じるように、行為概念にとって、行為者の主観的・内在的な心的様態は必ずしも核心的ではない、という私の捉え方に基づいている。もう一つの理由は、いま述べたことと連関するが、意図や欲求や信念が行為の原因として指定されることは当然あるが、そうした原因帰属はむしろ行為者にとって外的な判定によって事後的になされるのではないかと思われるからである。たとえば、刑事事件などでは、行為者の *mens rea* 「悪意」は、故意犯罪に対する責任帰属の核心的要件とされるが、それはあくまで裁判によって認定されていくものである。*mens rea* があったかどうかを判定する際に、被告人の発言は、一つの手がかりにはなるにせよ、最大の根拠になることはない。よって、行為理解にとっては、行為を引き起こす原因を論じるよりも、行為発生による、よりリアルタイムに近い時点で確認できる「結果」の方に、まずは焦点を合わせる方が真相に近づけるのではないかと、私は判断している。
- * 2 認識や知覚のあり方に対して倫理的評価を適用するという問題は、現状の哲学的議論の文脈においては二通りの仕方論じられている。一つは、本文でも少し触れたが、たとえば、不注意な仕方論で軽率な信念を抱くような傾向を持つ人の人格としてのあり方に対して徳倫理的 (*virtue ethics*) な評価を適用しようとする「徳認識論」 (*virtue epistemology*) あるいは「悪徳認識論」 (*vice epistemology*) と呼ばれる領域である。これは、認識者の人としての有徳性・悪徳性という次元で倫理的評価を適用する議論領域である。これに対して、知覚や認識をするプロセスを一種の行為と捉えて、そこでの不注意や片寄りを過失や不作為と捉えて、通常の規範倫理と同様な倫理的評価を企てる「信念の倫理」と呼ばれる領域もある。私は、近年、放射線被曝問題やコロナ感染症問題において、必ずしも科学的根拠に基づかない、有害な風評を結果させてしまう発言や表明に直面したことで、人々の信念や認識のプロセスにも倫理的問題が遍在しているのではないかと痛感するに至り、「信念の倫理」の本格的研究に踏み出している。一ノ瀬 (2021) および一ノ瀬 (2022) を参照してほしい。
- * 3 「クアエリ」 (*quaeri*) とは、「問われること」という意味である。すなわち、私は、ジョージ・パークリの「存在するとは知覚されることである」 (*esse is percipi*) になぞらえて、「因果的であるとは問われることである」 (*to be causal is to be questioned*) という考え方を導入して、それを「クワエリ原理」と呼んだのである。一ノ瀬 (2018), p.268 参照。

参考文献

- Anscombe, G.E.M. 1963. *Intention* (Second Edition), Basil Blackwell. 邦訳『インテンション - 実践知の考察』（菅豊彦訳、産業図書、1984年）
- Austin, J. L. 1975. *How to Do Things with Words*. Second Edition. Oxford University Press. 邦訳『言語と行為』（飯野勝巳訳、講談社学術文庫、2019年）
- Beebe, H. 2004. 'Causing and Nothingness'. In *Causation and Counterfactuals*, eds. J. Collins, N. Hall, and L. A. Paul, The MIT Press, pp.291-308.
- Davidson, D. 1980. *Essays on Actions and Events*, Oxford at The Clarendon Press, 邦訳『行為と出来事』（服部裕幸・柴田正良訳、勁草書房、1990年）
- Hart, H. L. A. 1949. 'The Ascription of Responsibility and Rights'. *Proceedings of the Aristotelian Society*, New Series, Vol.49, pp.171-194.
- 一ノ瀬正樹 2018.『英米哲学入門 - 「である」と「べき」の交差する世界』、ちくま新書
- 一ノ瀬正樹 2021.「信念の倫理」研究序説（『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第11号、武蔵野大学教養教育リサーチセンター、pp.29-46.
- 一ノ瀬正樹 2022.「信念の倫理」と非難相当性の問題 - 「信念の倫理」研究序説（2）』、『武蔵野大学人間科学研究所年報』第11号、pp.21-38.
- 伊原比伊呂 2020.『北朝の天皇 - 「室町幕府に翻弄された皇統」の実像』、中公新書
- 黒田亘 1975.『経験と言語』、東京大学出版会
- Menzies, P. 2004. 'Difference-making in Context'. In *Causation and Counterfactuals*, eds. J. Collins, N. Hall, and L. A. Paul, The MIT Press, pp.139-180.
- 美濃正 1997.「行為とは単に身体を動かすことにすぎないか? - アンスコム-デイヴィッドソンの単一被記述項説の批判的検討」、『人文研究』（大阪市立大学文学部紀要）第49巻第3分冊、pp.61-80.
- 美濃正 1999.「行為とはどのような存在者か? - 行為と身体運動再校（上）」、『人文研究』（大阪市立大学文学部紀要）第51巻第1分冊、pp.23-39.
- Searle, J. R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge University Press. 邦訳『言語行為 - 言語哲学への試論』（坂本百大・土屋俊訳、勁草書房、1986年）
- Searle, J.R. 1985. *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge University Press. 邦訳『表現と意味 - 言語行為論研究』（山田友幸監訳、誠信書房、2006年）

*匿名の査読者の方々に有益なコメントをいただいた。ここに謝意を表明いたします。